

史料紹介

古宇田 亮 修

当研究所では、平成十七年度（二〇〇五）より社会福祉法人錦華学院に所蔵される東京感化院時代の史料の翻刻公開を開始した。本号はその七冊目に当たるが、本号では錦華学院以外に所蔵される史料も含め、明治二十年代までの史料を掲載した。長年の研究活動により収集された貴重な〈史料27〉を提供された長沼友兄氏（当研究所嘱託研究員）には深く感謝申し上げたい。また、手書き史料の解読に当たっては、齋藤博氏（北都古文書研究会会長）ならびに三好一成氏（当研究所嘱託研究員）の御教示を仰いだ。さらに、本号の編集・版下作成は、筆者の責任になるものであるが、校正に際しては、菅田理一（淑徳大学）ならびに三浦周（大正大学総合佛教学研究員）の両氏に御協力頂いた。ここに記して謝意を表したい。

〈史料27〉羽臯半面録

『羽臯半面録』は、高瀬真卿（一八五五～一九二四）による、三〇歳で感化院を創業する（一八八五年）に至る頃までの自伝であり、初め高瀬が創刊した雑誌『刀剣と歴史』の付録として一六回にわたり連載されたものである。初出時の書誌情報は以下の通りである。

- 1 「羽臯半面録」(一～一二頁) 『刀剣と歴史』第五三号、大正四年二月。
- 2 「羽臯半面録」(一三～二四頁) 『刀剣と歴史』第五四号、大正四年三月。
- 3 「羽臯半面録」(二五～三六頁) 『刀剣と歴史』第五五号、大正四年四月。
- 4 「羽臯半面録」(三七～四八頁) 『刀剣と歴史』第五六号、大正四年五月。
- 5 「羽臯半面録」(四九～六〇頁) 『刀剣と歴史』第五七号、大正四年六月。
- 6 「羽臯半面録」(六一～七二頁) 『刀剣と歴史』第五八号、大正四年七月。
- 7 「羽臯半面録」(七三～八四頁) 『刀剣と歴史』第五九号、大正四年八月。
- 8 「羽臯半面録」(八五～九二頁) 『刀剣と歴史』第六〇号、大正四年九月。
- 9 「羽臯半面録」(九三～九六頁) 『刀剣と歴史』第六一号、大正四年一〇月。
- 10 「羽臯半面録」(九七～一〇四頁) 『刀剣と歴史』第六三号、大正四年一二月。
- 11 「羽臯半面録」(一〇五～一一〇頁) 『刀剣と歴史』第六五号、大正五年二月。
- 12 「羽臯半面録(前記)」(一一一～一一五頁) 『刀剣と歴史』第六六号、大正五年三月。
- 13 「羽臯半面録後記」(一～六頁) 『刀剣と歴史』第六七号、大正五年四月。
- 14 「羽臯半面録後記」(七～一二頁) 『刀剣と歴史』第七〇号、大正五年七月。
- 15 「羽臯半面録後記」(一三～一八頁) 『刀剣と歴史』第七三号、大正五年一〇月。
- 16 「羽臯半面録後記」(一九～二四頁) 『刀剣と歴史』第七四号、大正五年十一月。

ただし、この『刀剣と歴史』における連載は、第一六回目においても完結していない。高瀬は、この連載に八頁分の完結部を書き加えて、大正六年三月二日に私家版(非売品)として刊行している。この私家版は管見の

及ぶ限り、図書館等での所蔵が確認されていない稀覯本であるが、高瀬家の御子孫宅に保管されていたことが長沼友兄氏（当研究所嘱託研究員）によって確認されている。本稿の底本に用いたのは、所有者の許可を得てこれを複写したものである。これは、表紙、口絵写真一頁、「はしがき」一頁、「羽阜半面録（前記）」一一五頁、「羽阜半面録（後記）」三一頁、裏表紙から成る。

小説家としても一名をはせた高瀬によるこの自伝の内容については、当然、これをそのまま史実として受け取ることとはできないにしても、他の史料と合わせ用いる事で、種々の歴史的事実を解明することのできる貴重な史料である。現在、高瀬真卿研究を遂行している三好一成によれば、彼の足跡は三期に大別されるという。すなわち、第一期 地方新聞人の時代、第二期 教誨師・東京感化院院長の時代、第三期 雑誌『刀剣と歴史』主宰の時代、の三期である。本書で扱われるのは、前記では主に幼少期から第一期の時代であり、後記では、第一期から第二期にわたる時期である。ただし感化院の創業・運営については「東京感化院創業記」（明治二十九年一月）に既に発表していることもあってか簡潔な記述となっている。とはいえ、一部同書にも記されない情報も含まれている。

なお、本書の収録にあたっては従前通りの凡例に則したが、本書のみ以下の規則を追加した。

- 一、原著の頁数はへゝ内に小字で記した。
- 二、原著の割注は（）内に小字で記した。
- 三、原著の頭注は《》内に小字で記した。
- 四、原著は総ルビであるが、本稿では最初の二頁のみ全部転記し、残りは主に固有名詞を中心に転記した。
- 五、ルビの正誤については、原著のままとし、添削を行わなかった。

六、年代や日時についての誤りについても、原著のままとした。

七、読点については、読みやすさを考慮して適宜句点に変更した。

〈史料28〉 広告札揭示願（明治十九年一月）

〈史料29〉 広告札揭示願（明治十九年二月）

この二種の史料は、錦華学院に所蔵される手書き文書である。両方とも感化院の広告札を人通りの多い場所に掲示する許可を得るための届け出であり、警視總監三島通庸宛に出されたものである。それぞれ二枚綴りの書類である。これに対する許可は、警視總監三島通庸名で、それぞれ二日後と三日後に出されているため、その史料もここに収録した。最初期の感化院がどのようにして院生を集めたかを伺い知ることのできる史料である。

〈史料30〉 回達 第二十六号（明治十八年二月）

〈史料31〉 回達 第五十二号（明治十九年三月）

〈史料32〉 回達 第六十七号（明治十九年四月）

この三種の史料は錦華学院に所蔵される手書き文書であり、最初期の感化院の内部で回覧されていた通達文書である。使用されている用紙は、上部欄外に「感化院用紙」と印刷された九行どりの野紙である。〈史料30〉と〈史料31〉は、それぞれ四頁、〈史料32〉は三頁から成る。内容は、〈史料30〉が攻業心得（ならびに日給）、〈史料31〉が文庫規則、〈史料32〉が射的場に関する規定である。〈史料30〉と〈史料32〉は、筆跡からして高瀬真卿によって記載されたものと考えられる。これらの文書は、閲覧した人が署名もしくは押印をして次の人

に回覧させていたことがわかる。

〈史料33〉事務章程（明治十九年六月）

当史料は錦華学院に所蔵される手書き文書である。当史料の標題が記されている回達用紙は〈史料30～32〉と同じものであるが、本文は十行どりの野紙（一丁で二十行）であり、真中の下部に「感化院」と印刷されている用紙が用いられている。本文は四丁から成り、高瀬真卿の筆跡と考えられる。内容は事務に関する規定であり、教職員に対する文書である。

〈史料34〉「祭規案」（明治十九年カ）

当史料は錦華学院に所蔵される手書き史料である。当史料の用紙は〈史料33〉の本文に使われているものと同じであり、本文は四丁半から成り、図が二点一丁に描かれている。当史料は表紙・標題を欠いているため、仮題を付加した。また筆跡からして高瀬真卿による記載と考えられる。記載年は不明であるが、使用の用紙ならびに内容からして〈史料30～33〉とほぼ同時期と推測される。最初期の感化院で行われていた祭祀の一端を伺うことのできる史料である。

〈史料35〉「入院式々場図」（明治十九年カ）

当史料は錦華学院に所蔵される手書き史料である。これは一枚の図のみであり、表紙・標題を欠いているため、仮題を付加した。筆跡からして高瀬真卿による記載と考えられる。記載年は不明であるが、内容からして〈史料

34)と同時期の可能性があらう。

〈史料36〉修繕之儀付上申書（明治十九年五月）

当史料は錦華学院に所蔵される手書き文書であり、高瀬真卿名で書かれた神宮教院管長田中頼庸宛の修繕依頼書（控えカ）である。用紙は〈史料33〉の本文に使われているものと同じであり、丁数は一丁半である。起草者は高瀬と推測されるが、筆写者は筆跡からして笹島吉太郎と考えられる。ただし、これが実際に神宮教院に宛て出されたか、あるいは草案のままに終わったかは不明であり、神宮教院側の史料が新たに発見されない限り判明しないであらう。

〈史料37〉感化院移転之儀付上申書（明治十九年五月）

当史料は錦華学院に所蔵される手書き文書であり、高瀬真卿名で書かれた神宮教院管長田中頼庸宛の感化院移転に関する上申書（控えカ）である。用紙は〈史料33〉の本文に使われているものと同じであり、丁数は四丁半である。起草者は高瀬と推測されるが、筆写者は不明である。これも実際に出されたものか否か不明であるが、翌月には感化院への助成を打ち切ることになる神宮教院側と感化院運営者側の意識の隔たりが垣間見える好史料と考えられる。

〈史料38〉感化院維持法案（明治十九年一〇月頃カ）

当史料は錦華学院に所蔵される手書き文書である。内容は、神宮教院からの助成金打ち切り後の経営をいかに

維持するかという予算案である。用紙は〈史料33〉の本文に使われているものと同じであり、丁数は二丁半である。記載者は筆跡からして竹内樸卿と推測される。

〈史料39〉 諭告（明治二十年カ）

当史料は錦華学院に所蔵される手書き文書である。当史料の表紙に使われている用紙は、欄外上部に「東京感化院用紙」と印刷された十行どりの罫紙である。二枚目は無地の用紙であり、細袴の図が記されている。筆跡からして高瀬真卿による記載と考えられる。記載年は不明であるが、「東京感化院用紙」という用紙とこれが含まれていた前後の史料から、明治二十年の五月末頃と推測される。

〈史料40〉 「明治十九年報告」（明治十九年一二月）

当史料は錦華学院に所蔵される手書き文書であり、明治十九年度の感化成績に関する報告書である。用紙は〈史料33〉の本文に使われているものと同じであり、丁数は三丁である。記載者は竹内樸卿であり、記載日は明治十九年一二月三一日である。当史料は表紙・標題を欠いているため、仮題を付加した。

〈史料41〉 「明治二十年理事略表」（明治二十年一二月）

当史料は錦華学院に所蔵される手書き文書であり、明治二十年年度の感化成績に関する報告書である。用紙は〈史料33〉の本文に使われているものと同じであり、丁数は一丁半である。記載者は竹内樸卿であり、記載日は明治二十年一二月三〇日である。当史料は表紙を欠いているため、仮題を付加した。

〔史料42〕神宮教院感化院規則（明治十八年一月九日）

神宮教院感化院規則として一般に知られているものは、小橋勝之助によって筆写されたものであり、現在、社会福祉法人博愛社（大阪市淀川区）に所蔵されているものである。錦華学院からは神宮教院感化院規則は見見されていないので、ここでも博愛社所蔵の史料を用いた。これは既に二回活字化されているが、両方とも原本に忠実ではない部分が見られるので、再度、原本『小橋勝之助雑録（三）』から翻刻を行った。野線のない用紙に記載され、頁数は三二頁にわたっている。高瀬が最初に神宮教院感化院規則を作成して、神宮教院に提出したのは明治十八年一月である。小橋がこれを筆写した日時は不明であるが、小橋は「明治十九年五月八日ヨリ事務所及び教誨攻業時間ヲ改良セリ、其ノ表次ギノ如シ」云々と記しているから、それ以降であろう。神宮教院からの助成金廃止が決まるのは同年六月であり、七月～九月は感化院の内紛の時期にあたり、一〇月以降、小橋は東京感化院とは距離を置いていたから、五月八日からそれほど遅れない時期と推測される。

〔史料43〕東京感化院規則（明治二十年三月）

当史料は錦華学院に所蔵される活字史料である。同院には二冊所蔵され、一冊は書き込みのないきれいな本であり、もう一冊は次の規則改定のための書き込みが多数なされたものである。表紙、表紙裏（序文）、本文三〇頁、裏表紙から成る。神宮教院感化院規則が一七章全六二条から成るのに対し、本規則は二三章全七五条から成っている。発行年月は明治二十年三月である。

〈史料44〉東京感化院規則（明治二十二年五月）

当史料は、宮内庁書陵部に所蔵される活字史料である。表紙、表紙裏（序文）、本文一六頁、裏表紙一枚（記載なし）から成る。本規則は、二〇章全五九条から成っている（ただし、途中の章数に混乱があるので注意されたい）。〈史料43〉に比べると大幅に簡略化されており、第五九条「視察所規程、事務所規程、学校規程、祭典規程、賞罰規程、攻業規程、等ハ別ニ之ヲ定ム」というように、別の内規に譲っている（ただしこれらが本当にすべて明文文化されていたか否かは未確認である）。発行年月は明治二十二年五月である。

〈史料45〉感化法準則（明治二十三年）

当史料は、錦華学院に所蔵される活字史料である。当史料の初出は、『獄事新報』第五号（明治二十三年一月三日）、獄事新報社）、同第六号（明治二十三年一月三日）である。ここに掲載したものは、その一行目とヘッダと頁番号を直して、感化院の内部資料として印刷したものと考えられる。表紙はなく、本文は一七頁から成る。一頁目には、「参考保存」という書き込みがある。当史料の内容は、役員会議において高瀬真卿が述べたことを、家族長である杉本操堂が筆受したものである。この講述の正確な日時は不明であるが、下限は『獄事新報』第五号の発行日に置かれよう。

〈史料46〉東京感化院憲章（明治二十五年一月）

当史料は、錦華学院に所蔵される手書き文書（記載者不明）であり、〈史料44〉の東京感化院規則を改定したものと考えられる。改定日は、明治二十五年一月一日である。内容は、憲章二〇章五四条にくわえ、院内通

〈表1〉東京感化院規則と東京感化院憲章の比較

	東京感化院規則 (明治22年)	東京感化院憲章 (明治25年)
第1章	創立要義及教規	教規
第2章	感化生資格	職員
第3章	家族組織	分課
第4章	賞与懲罰	感化生資格
第5章	懲罰会議	家族組織
第6章	目安箱	賞与懲罰
第7章	品行調査法	懲罰会議
第8章	生徒待遇法	目安箱
第9章	聖祭	品行調査法
第10章	運動会	祭典
第11章	カンチーナ店	運動会
第12章	日課	カンチーナ店
第13章	文庫	日課及疾病
第14章	貯金	文庫
第15章	休暇	貯金
第16章	食料	休暇
第17章	遊戯	食料
第18章	被服	遊戯
第19章	入院	被服
第20章	諸規程	付則
その他		院内通則 八条

※「東京感化院規則(明治22年)」は、途中の章数に混乱があるが、ここでは正しておいた。

則八条、計六二条から成る。参考のため〈史料44〉との比較を〈表1〉に掲げておく。

〈史料47〉東京感化院院内故例・年中行事

当史料は、錦華学院に所蔵される手書き文書であり、表紙一丁、本文十六丁、裏表紙一丁から成る和綴じ本で

ある。正確な執筆年次は不明であるが、本文から推測するに明治二十四年もしくは二十五年と考えられる。執筆者も不明であるが、院の内部事情に深く精通していることならびに筆跡を勘案するに、近藤奏水である可能性が高いものと考えられる。今後、他の史料の筆跡鑑定を進めることで検証してゆきたいと考えている。また、上部欄外にいくつかの書き込みがあるが、これは筆跡から高瀬真卿によるものと考えられる。内容は、感化院の規則に明文化されていない感化院運営の慣例と年中行事の次第であり、主に新たに職員として入る人のために記されたものである。これは、次の〈史料48〉と並んで、院の年中行事を知る上での一級史料である。

〈史料48〉東京感化院年中行事（明治二十七年）

当史料は、錦華学院に所蔵される手書き文書であり、表紙一丁、本文九丁から成る和綴じ本である。十行どりの罫紙が用いられている。執筆者は渡井夢南（量蔵）である。この当時、渡井は東京感化院において漢文の講師を勤めていたこともあり、院長の依頼により院で行なわれている年中行事を漢文で執筆したものと考えられる。丁寧な楷書で書かれていたので、ここには影印で収録した。なお、最終丁の上部欄外の書き込みは、筆跡から高瀬真卿によるものと考えられる。執筆年次は、明治二十七年秋と奥書に記されている。

〈史料49〉東京感化院入院手続（明治二十七年二月）

当史料は錦華学院に所蔵される活字史料である。表紙、表紙裏、本文十二頁、裏表紙から成る。新たに感化院に入る院生の依頼主・保証人等に読ませるために作られたものである。本冊子には「入院依頼証書」「委任状」「品行履歴書」の雛形が示されており、これに従って依頼主は書類を作成したのと考えられる。また「依頼主

の心得方」に感化教育の方針を示すことで、依頼主とのトラブルを事前に回避しようとしたことが読み取れる。

〔史料50〕東京感化院入院規則（明治二十九年六月）

当史料は錦華学院に所蔵される活字史料である。表紙、表紙裏、本文二二頁、裏表紙から成る。〔史料49〕の改定版である。〔史料49〕との大きな違いは「女子部入院手続」と「別房監督の事」が新たに追加されている点である。日誌類を読むかぎり、結果的には女子院生の受け入れは実現しなかったと考えられるが、この史料からは実現の一手手前まで動いていたことがうかがえる。また二十才以上の男子を条件付きで受け入れる別房監督の制度についても、遅くとも明治二十九年六月段階で確立していた事がわかる。

註

〔1〕武田慎治郎「東京感化院創立当時の規則書を読みて」『少年教護時報』第四輯、一九三二年二月三〇日、『同書』第七輯、一九三三年一月二五日。西村みはる『社会福祉実践思想史研究』、ドメス出版、一九九四年、七八〜九一頁。

（当研究所主任研究員）